

保護者 様

新発田中央高等学校長  
上山 裕 二

## 学校感染症の出席停止について

下記の病気は、学校保健安全法により、他の生徒にうつるおそれのある期間は出席できません。出席停止となる学校感染症と診断(疑い含む)されましたら、『学校感染症診断報告書』を医師に記入していただき、出席停止期間が経過するまで療養してください。診断報告書の発行は医療機関のご厚意により無料のところもありますが、診断書と同様にみなされ有料となるところもありますのでご承知おきください。

## 出席停止となる学校感染症

病 名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

担当医 様

## 学校感染症診断報告書の記入について(お願い)

現在かかっている、かかっている疑いがある疾病により、出席停止させる必要があるときには、保護者または生徒に「出席停止」の旨をお伝えいただき、下記の報告書によりお知らせくださいますようお願い致します。

## 学校感染症診断報告書

受診生徒	新発田中央高等学校 年 組 氏名
病 名	
診 断 日	令和 年 月 日
出席停止 期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日